

2024 北海道・東北パラ陸上競技大会 競技注意事項

1. 規則について

本大会は、競技会開催時における最新の World Para Athletics (WPA) 競技規則及び本競技会申し合わせ事項により実施する。

2. 競技場使用上の注意

- ① 会場に到着後必ず受付をすませ、参加賞とアスリートビブスを受領すること。
- ② 更衣室は備付けの場所を使用し、貴重品の管理は各自で行う。

3. 競技者の招集について

- ① 招集開始時刻は招集完了時刻の 10 分前とし、招集場所でチェックを受けること。
- ② 招集完了時刻に出場選手本人がいない場合は、欠場として処理をする。
- ③ トラック競技とフィールド競技が重なっている場合などは、トラック競技を優先して出場する。その際、事前に招集場所の競技役員に申し出る。
- ④ 招集を行わない競技者は欠場とみなす。

4. アスリートビブスについて

- ① アスリートビブスは、主催者の用意したものを競技用シャツの背部と胸部に付けること。車いすの競技者は背用を車いすまたは投擲台の後部につけること。また、跳躍種目の競技者は胸部または背部の片方だけでもよい。
- ② トラック競技者は、自分のレーンの腰ナンバーカード 1 枚を競技用パンツの右腰に、車いすの選手はヘルメット右側面に貼り付けること。

5. 競技方法について

- ① 競技クラス T11-12 の競技者がガイドランナーを伴って競技をする場合、競技者はガイドランナーより先にフィニッシュラインに到達しなければならない。ガイドランナーは競技中いかなる時点においても、レースを有利に進めるために競技者を押す、引っ張るなどして前進を助けてはならない。
- ② 競技クラス T11-12 の走幅跳において、踏切板は 1 m×助走路幅のエリアに白でマーキングをし、砂場まで 1 m の位置に最先端を設置する。(T13 は一般の踏切を使用する。)
- ③ 競技クラス T31-34 および T51-57 の投てき台の構造は以下のとおりとする。
 - ・台座の表面の高さは、クッションも含めて 75 cm 以下でなければならない
 - ・各辺 30 cm 以上の正方形または長方形の台座が設けられていなければならない
 - ・台座の表面は水平または前方が後方より高くなければならない
 - ・背もたれはクッションが付いていてもよいが、クッションの厚さは 5cm を超えないものとする
 - ・安全性と安定性を確保するためにサイドレスト、フロントレスト、背もたれの有るものでよい(非伸縮性の布、鉄製、アルミニウム製など)
 - ・投てき台に継ぎ目のない堅固で垂直なホールディングバーを設置することができる
 - ・普段使用の車いすは、上記要件を満たしていれば使用が認められる

- ④ F31～33、F51～54の選手にはアシスタント1名つけることができる。アシスタントは投擲台への移動等を手助けするものとする。
 - ⑤ 同時刻に他の種目に出場する場合は、競技中の審判員に申し出て、競技を離れる。
 - ⑥ 400mまでのトラック競技においてはスターティングブロックを使用する。但し、T35～38、T40～47、T61～64においては任意とする。
 - ⑦ 競技クラスT12、T20、T35～38、T40～47、T61～64の一部の競技者は、出発係によるスターティングブロックの設置を要請することができる。事前に申請用紙を招集所に提出すること。
 - ⑧ フィールド競技において、競技クラスT/F20、T/F35-38、T/F42-47、T/F61～64の競技者は、マーカーの設置についてフィールド審判員の助けを得ることができる。事前に申請用紙を招集所に提出すること。
 - ⑨ 選手の引率は招集所までとする
選手、ガイドランナー、アシスタント、競技役員以外はトラック・フィールドに入ることはできない。
 - ⑩ 一度の不正スタートでも、責任を有する競技者は失格となることを十分理解しておくこと。
 - ⑪ 本競技会は、IPCライセンス登録及び国際クラス分けが終了しステータスがCまたはRの競技者は、そのクラスで行った競技の記録がWPA世界ランキングの対象となる。ただし、世界記録とアジア記録は要件を満たさないため公認とはならない。また、日本記録はクラス分けステータスCとR（FRD2025以降）の競技者が対象となる。
- ※ 各種申請用紙はTICにて受け取ること

6. ルール改正について

- 本競技会においてはWA/WPAどちらの広告規程でも可とする。
- 靴底の厚さについて、本大会では改正された靴底ルールを適用する。靴底の厚さが規定を超えるシューズでの出場は認められない。

【靴底の厚さ】

種 目	ソールの最大の厚さ（TR5.5、注意(ii), (iii), (iii) 及び、TR5.5の図 (a) 並びに (b) TR5.13.3に基づく)	補 足
800m 未満のトラック種目（含むハードル）	20mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。
800m 以上のトラック種目	25mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。競歩種目ではロード種目と同様とする。

7. 記録等について

- ① 記録証は競技毎に発行する。
予選レース記録証：タイム・風力
決勝レース記録証：順位・タイム・風力
- ② 記録の速報については、競技場内記録集計所に掲示す